

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 26 年 8 月 6 日（水）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分
- 2 開催場所 森林会館 5 階 第一会議室
- 3 出席者
【委員】吉田正人委員（委員長）、草刈秀紀委員、廣嶋卓也委員、鈴木正春委員、
関善之委員、山田一郎委員、茂田達也委員
【 県 】伊藤自然保護課長、武田副課長（鳥獣対策）、他自然保護課職員
- 4 議 案
議案第 1 号 平成 26 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について
議案第 2 号 第 3 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく平成 26 年
度の事業実施方針（案）について
- 5 審議結果
上記 4 の議案について審議がなされ、原案のとおり異議なく議決された。
- 6 主な意見
(1) 議案第 1 号
特になし
(2) 議案第 2 号
特になし
- 7 その他
第 1 号議案については、平成 26 年 8 月 28 日開催予定の鳥獣部会での審議が必要
なため審議結果を報告し、第 2 号議案については千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程
第 5 条 2 項 1 項及び千葉県環境審議会運営規程第 7 条 4 項で準用する同規程第 6 条 1
項の規定により、小委員会の決議を部会長の同意を得て部会の決議とすることができ
るため、同意協議をすることとする。

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会次第

日時 平成 26 年 8 月 6 日 (水)
午後 1 時 30 分から
場所 千葉県森林会館 5 階
第 1 会議室

1 開 会

2 千葉県環境生活部自然保護課長あいさつ

3 議 案

第 1 号 平成 26 年度におけるニホンジカの狩猟 (案) について

第 2 号 第 3 次千葉県特定鳥獣保護管理計画 (ニホンジカ) に基づく平成 26 年度の
事業実施方針 (案) について

4 その他

5 閉 会

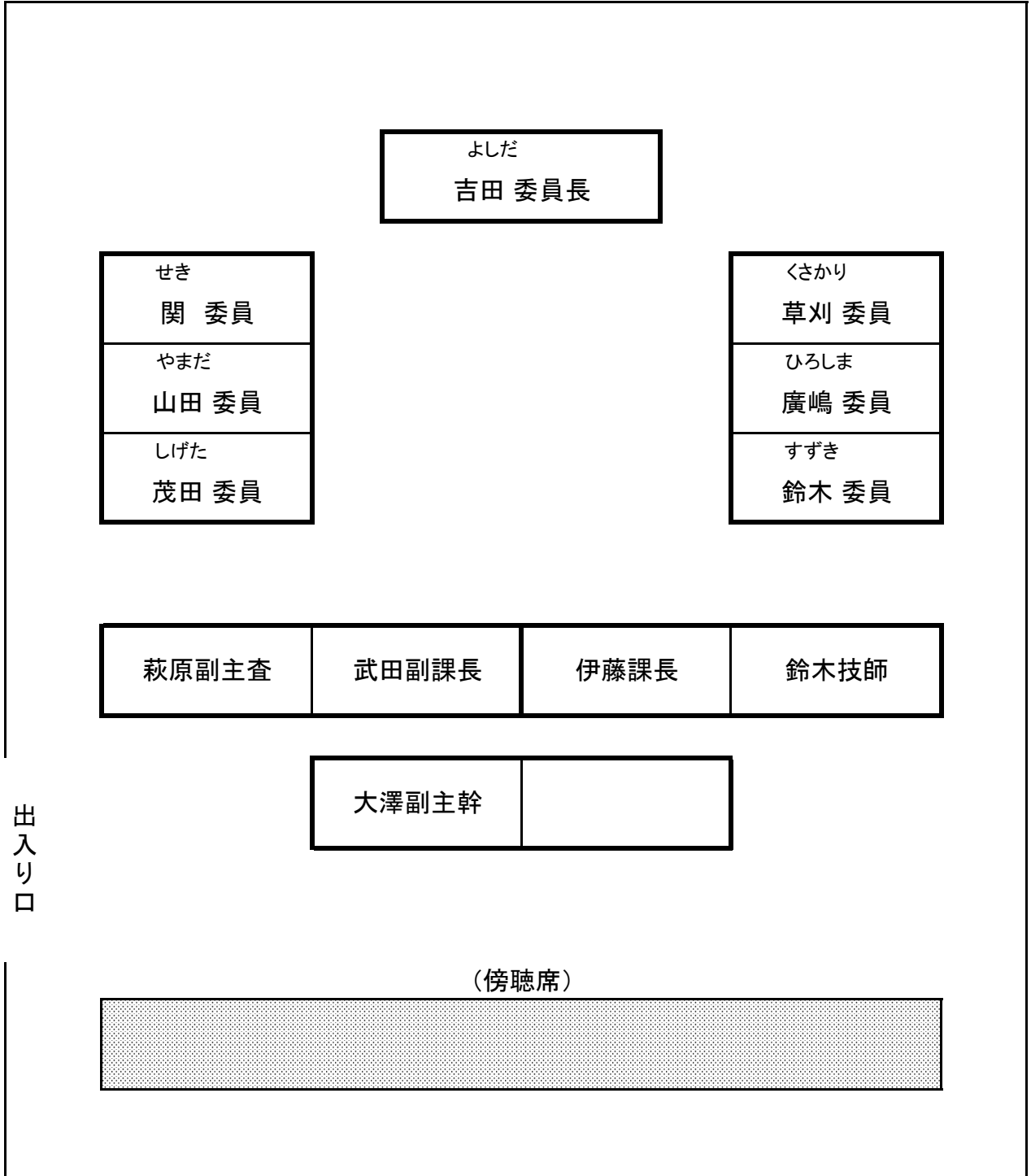
千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会
出席者名簿

平成26年8月6日(水)

千葉県森林会館5階 第1会議室

区分	氏名	役職名	出欠
部会委員	吉田 正人	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授	出
	梅山 雄二	千葉県森林組合連合会 代表理事専務	欠
専門委員	草刈 秀紀	「野生生物と社会」学会 理事	出
	廣嶋 卓也	東京大学大学院附属千葉演習林 講師	出
	榎本 文夫	一般社団法人千葉県猟友会 事務局長	欠
臨時委員	鈴木 正春	安房農業協同組合 常務理事	出
	関 善之	勝浦市 農林水産課長	出
	山田 一郎	鴨川市 農水商工課長	出
	茂田 達也	君津市 農林振興課長	出

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会 座席表



議 案

議案第 1 号

平成 26 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

法第 14 条第 3 項の規定による捕獲禁止等の一部解除

法第 12 条第 2 項の規定による捕獲禁止及び制限

同条第 3 項の規定による狩猟の事前承認

（法：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

平成26年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

1 内 容

別紙「平成26年度におけるニホンジカの狩猟（案）について」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）、第3項（狩猟の事前承認）、第14条第3項（国の規制の解除）

3 期 間

平成26年11月15日から平成27年2月15日まで

4 理 由

本県では、平成23年度に第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したところですが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は県全域で解禁（国の規制解除）、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で解禁（国の規制解除）し、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。狩猟の規制内容は、毎年度の実施状況を踏まえて検討する。」となっています。

このため、別紙記載事項により、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたい。

5 昨年度との変更点

なし

(別紙)

平成26年度におけるニホンジカの狩猟(案)について

1 内容

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づき、銃猟については入猟者承認制度を採用し、捕獲数についても必要な規制を加える。

期間：平成26年11月15日から平成27年2月15日まで				
網猟・わな猟	銃猟			
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる ・1人狩猟期間中30頭まで	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない ・1人狩猟期間中10頭まで	市町村名	承認チーム数	承認限度人数(1チーム10~20名とする)
		市原市	1	10~20名
		勝浦市	3	30~60名
		大多喜町	5	50~100名
		御宿町	1	10~20名
		鴨川市	5	50~100名
		鋸南町	1	10~20名
		君津市	7	70~140名
		富津市	4	40~80名
		南房総市	1	10~20名
		上記以外の地域	0	0名
合計	28	280~560名		

※ 昨年度との変更点
なし

2 安全対策

安全対策の徹底を図るため県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。

また、承認候補チームの講習受講者が10名に満たない場合、当該チームは承認しないこととする。

議案第 2 号

第 3 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく平成 26 年度の事業実施方針（案）について

法第 7 条の規定に基づき策定した第 3 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の進行管理

（法：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく
平成26年度の事業実施方針（案）について

1 内 容

別紙「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく平成26年度の事業実施方針（案）について」のとおり

2 目 的

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき、生息状況調査を実施するとともに、県内に生息するニホンジカの生息域の拡大抑制、低密度地域での効果的な捕獲方法の知見等の基礎資料を得るための捕獲事業を実施する。

3 事業実施期間

平成26年12月から平成27年3月下旬まで

4 理 由

本県では、平成23年度に第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したところであり、同計画の中で県はできる限り経年的に「生息状況等モニタリング」を実施することとなっている。

また、平成22年度からは「個体数調整」及び「効果的な捕獲方法の検証」のための捕獲事業を実施しているところである。

このため、県捕獲事業及び生息状況調査の実施地域について、別紙のとおり実施することとしたい。

(別紙)

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく
平成26年度の事業実施方針（案）について

1 捕獲事業について

(1) 実施期間

平成26年12月下旬から平成27年3月25日まで

(2) 捕獲実施候補地

市原市（I1～I3、I5ユニット）、大多喜町（O8～O11ユニット）、
鋸南町（N2、N3）、君津市（T7、T9～T12ユニット）

(3) 選定理由

南北への生息域の拡大を抑制するとともに、低密度地域における効果的な捕獲方法の知見や、今後の捕獲に関する基礎資料を得るため、生息域の拡大を抑制するうえで特に重要な地域（拡大防止地域に隣接し、分散源となる農業優先地域を中心としたユニット）である、市原市、大多喜町、鋸南町、君津市の対象となるユニットから選定して捕獲事業を実施する。

(4) 昨年度との変更点

なし

2 生息状況調査（糞粒調査）について

(1) 実施ライン数

平成26年度は鴨川市39ライン、勝浦市14ライン、大多喜町26ライン、いすみ市（シカ保護管理ユニットH2）3ラインの計82ライン
ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が7mm以上のものはニホンジカ、7mm未満のものはキョンとして区分して集計する。

(2) 調査時期

平成26年12月～平成27年1月の間

(3) 昨年度との変更点

平成23年度まで生息域を2分して隔年で実施していたが、平成24年度に新規ラインを52ライン追加してライン数が224ラインとなったことから、県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするように変更した。

また、調査頻度が減ることから、経時変化を把握する必要があるため、鴨川市（G1）、勝浦市（U1）、いすみ市（H2）については毎年調査を実施することとしている。

資 料

目 次

平成25年度ニホンジカ保護管理事業の実施結果について・・・ 1

平成26年度ニホンジカ狩猟（案）について・・・ 14

平成26年度ニホンジカ保護管理事業の実施方針（案）について・・・ 16

1 平成25年度ニホンジカ保護管理事業実施結果について

(1) 捕獲結果

①捕獲数目標と捕獲実績

区 域	区 分	捕獲目標頭数	捕獲実績	比 較
第3次計画の 対象区域 (県内全域)	市町等による 捕獲	3,342頭	2,451頭	-26.7% -891頭
	県 捕 獲	60頭	54頭	-10.0% -6頭
	狩 獵	198頭	216頭	+9.1% +18頭
	計	3,600頭	2,721頭	-24.4% -879頭

○ 平成25年度捕獲目標頭数の設定根拠

- ・ 市町村等：野生猿・鹿保護管理事業により、市町の実施する捕獲事業に対し補助することにより捕獲を促進することで、これまで同様の伸び率を確保できるとして、前年比15.3%増の3,342頭とした。
- ・ 県捕獲：新規のモデル事業である「野生鹿生息域拡大抑制対策事業」については、生息域の拡大を抑制することから生息密度の低い生息域外縁部で捕獲を実施することから、前年の約3分の1に当たる頭数とした。
- ・ 狩猟：平成24年度捕獲数と同程度とした。
- ・ 合計：生息数が減少となるよう、捕獲数を設定した。

- 平成25年度捕獲目標頭数計(3,600頭)は、生息数が減少となるよう捕獲数を設定したところであるが、捕獲実績は、目標頭数に比し、24.4%減(879頭減)の2,721頭であった。

②捕獲数の対前年比較

区域	区分	平成24年度	平成25年度	比較増減
県内合計	市町等による 捕 獲	2,899頭	2,451頭	-15.5% -448頭
	県による捕獲	179頭	54頭	-69.8% -125頭
	狩 獵	198頭 (内、銃猟95頭)	216頭 (内、銃猟142頭)	+9.1% +18頭 (銃猟+49.5%)
	計	3,276頭	2,721頭	-16.9% -555頭

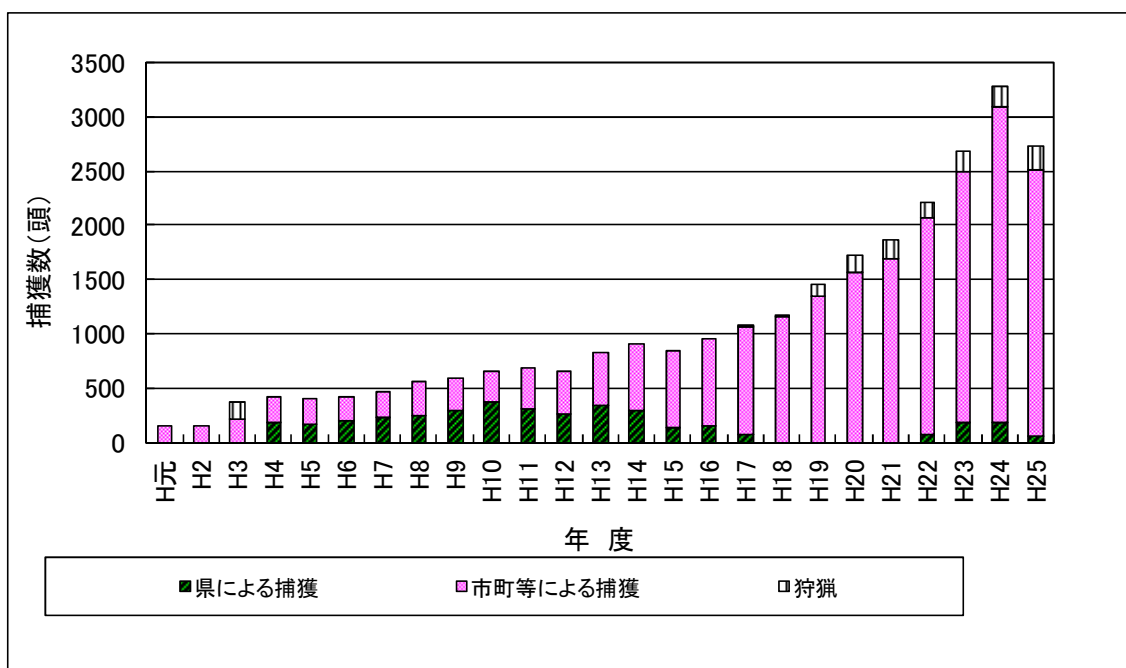
- 県内全域における対前年度比は16.9%減で、内訳は、市町等の捕獲が15.5%減、県捕獲が69.8%減、狩猟が9.1%増(なお、銃猟では49.5%増)であった。
- 県による捕獲が減少した要因は、前年度までは生息密度の高い勝浦市、大多喜町、君津市において捕獲を実施していたが、平成25年度は生息密度の低い生息域外縁部で捕獲を実施したため。

③捕獲数の推移(県内全域)

(頭)

年度	県による捕獲	市町等による捕獲	狩猟	合計	対前年比
H元		146		146	
H2		153		153	104.8%
H3		210	153	363	235.7%
H4	182	225		407	112.1%
H5	170	223		393	96.6%
H6	189	221		410	103.8%
H7	224	236		460	112.2%
H8	248	300		548	116.6%
H9	285	295		580	105.8%
H10	363	285		648	111.7%
H11	305	373		678	104.6%
H12	250	401		651	96.0%
H13	336	489		825	126.7%
H14	282	619		901	109.2%
H15	135	703		838	93.0%
H16	154	787		941	112.3%
H17	68	982	11	1,061	112.8%
H18		1,146	25	1,171	110.4%
H19		1,342	112	1,454	124.2%
H20		1,560	165	1,725	118.6%
H21		1,685	175	1,860	107.8%
H22	70	1,993	142	2,205	118.5%
H23	182	2,299	189	2,670	121.1%
H24	179	2,899	198	3,276	122.7%
H25	54	2,451	216	2,721	83.1%

○ 平成16年度以降捕獲数は一貫して増加していたが、平成25年度は減少に転じた。



④市町等による捕獲

ア 市町別捕獲数の推移

(頭)

年 度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
対象区域	市原市	2	4	4	4	11	6	10
		0.1%	0.3%	0.2%	0.2%	0.5%	0.2%	0.4%
	勝浦市	150	293	300	387	384	470	470
		11.2%	18.8%	17.8%	19.4%	16.7%	16.2%	19.2%
	大多喜町	129	130	100	181	363	427	369
		9.6%	8.3%	5.9%	9.1%	15.8%	14.7%	15.1%
	鴨川市	703	694	844	938	961	1,092	871
		52.4%	44.5%	50.1%	47.1%	41.8%	37.7%	35.5%
	鋸南町	50	85	89	95	79	119	75
3.7%		5.4%	5.3%	4.8%	3.4%	4.1%	3.1%	
君津市	217	281	290	309	350	610	519	
	16.2%	18.0%	17.2%	15.5%	15.2%	21.0%	21.2%	
富津市	91	61	32	45	112	138	90	
	6.8%	3.9%	1.9%	2.3%	4.9%	4.8%	3.7%	
計	1,342	1,548	1,659	1,959	2,260	2,862	2,404	
	100.0%	99.2%	98.5%	98.3%	98.3%	98.7%	98.1%	
対象区域 外	木更津市	0	9	18	16	21	15	22
		0.0%	0.6%	1.1%	0.8%	0.9%	0.5%	0.9%
	南房総市	0	3	8	16	18	14	14
		0.0%	0.2%	0.5%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%
	いすみ市	0	0	0	2	0	4	10
		0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.4%
	長南町	0	0	0	0	0	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
館山市	0	0	0	0	0	2	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	2	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	
計	0	12	26	34	39	37	47	
	0.0%	0.8%	1.5%	1.7%	1.7%	1.3%	1.9%	
合計		1,342	1,560	1,685	1,993	2,299	2,899	2,451

・下段は捕獲数合計に占める各市町の捕獲数割合

・平成24年度に特定鳥獣保護管理計画を改定し、上記の全ての市町が対象区域となっている。

- 捕獲数全体に占める割合は鴨川市が30%以上を占め、最も多く、勝浦市、大多喜町及び君津市が15～21%と上位4市で全体の90%以上を占めている。
- 木更津市では捕獲数が7頭(46%)増加したが、他の市町は横ばいあるいは減少となっている。
- 減少率が大きかった市町は、鋸南町が37%減(44頭減)、富津市が35%減(48頭減)、鴨川市が20%減(221頭減)、君津市が15%減(91頭減)、大多喜町が14%減(58頭減)であった。
- 頭数では、鴨川市が221頭減(20%減)、君津市が91頭減(15%減)、大多喜町が58頭減(14%減)であった。

イ 市町別捕獲方法別捕獲実績(補助対象外を含む)

(頭)

市 町 名	銃器	わな				銃器・わなの別不明	合計	
		くくりわな	囲いわな	箱わな	わな種不明			
市原市	2	1	0	3	0	4	0	6
	33.3%	16.7%	0.0%	50.0%	0.0%	66.7%	0.0%	
	8	0	0	2	0	2	0	10
	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	
勝浦市	37	205	0	228	0	433	0	470
	7.9%	43.6%	0.0%	48.5%	0.0%	92.1%	0.0%	
	66	225	0	179	0	404	0	470
	14.0%	47.9%	0.0%	38.1%	0.0%	86.0%	0.0%	
いすみ市	1	3	0	0	0	3	0	4
	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	
	0	0	0	0	0	0	10	10
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	1	0	0	0	0	0	0	1
大多喜町	128	249	0	49	1	299	0	427
	30.0%	58.3%	0.0%	11.5%	0.2%	70.0%	0.0%	
	108	206	0	54	0	260	1	369
館山市	0	2	0	0	0	2	0	2
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	261	759	7	65	0	831	0	1,092
	23.9%	69.5%	0.6%	6.0%	0.0%	76.1%	0.0%	
	180	661	2	28	0	691	0	871
南房総市	0	14	0	0	0	14	0	14
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
	0	14	0	0	0	14	0	14
鋸南町	59	55	0	5	0	60	0	119
	49.6%	46.2%	0.0%	4.2%	0.0%	50.4%	0.0%	
	56	14	0	5	0	19	0	75
木更津市	0	15	0	0	0	15	0	15
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
	0	21	0	1	0	22	0	22
君津市	0	95.5%	0.0%	4.5%	0.0%	100.0%	0.0%	
	35	173	2	400	0	575	0	610
	5.7%	28.4%	0.3%	65.6%	0.0%	94.3%	0.0%	
富津市	24	189	4	299	0	492	3	519
	4.6%	36.4%	0.8%	57.6%	0.0%	94.8%	0.6%	
	0	0	0	138	0	138	0	138
袖ヶ浦市	0	0	0	48	0	48	27	90
	0.0%	0.0%	0.0%	53.3%	0.0%	53.3%	30.0%	
	0	2	0	0	0	2	0	2
合計	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
	523	1,478	9	888	1	2,376	0	2,899
18.0%	51.0%	0.3%	30.6%	0.0%	82.0%	0.0%		
458	1,330	6	616	0	1,952	41	2,451	
18.7%	54.3%	0.2%	25.1%	0.0%	79.6%	1.7%		

上段:平成24年度、下段:平成25年度、%は捕獲数全体に占める割合

- わなによる捕獲が約80%を占めている。
- 勝浦市で銃器による捕獲が増えている要因としては、一斉捕獲の回数が増えている(H24: 15回→H25:21回)ことが考えられる。

イ わな種別の捕獲頭数

野生鹿生息域拡大抑制対策事業によるシカの捕獲数

	くくりわな	箱わな	計	備考
勝浦市	6 (イノシシ 2、タヌキ 1)	6 (イノシシ 3)	12 (イノシシ 5、タヌキ 1)	くくりわな 7 基 箱わな 4 基
大多喜町	—	17 (イノシシ 5、タヌキ 1)	17 (イノシシ 5、タヌキ 1)	くくりわな 0 基 箱わな 21 基
君津市	21 (イノシシ 4)	4 (イノシシ 1)	25 (イノシシ 5)	くくりわな 35 基 箱わな 11 基
計	27 (イノシシ 6、タヌキ 1)	27 (イノシシ 9、タヌキ 1)	54 (イノシシ 15、タヌキ 2)	

() : 目的外捕獲

ウ わな種別の捕獲効率

市町	わな種	設置基数 (基)	稼働日数 (日)	捕獲頭数 (頭)	捕獲効率(捕獲頭 数÷稼働日数× 100)
勝浦市	くくりわな	7	378	6	1.59
	箱わな	4	284	6	2.11
	小計	11	662	12	1.81
大多喜町	くくりわな	—	—	—	—
	箱わな	21	1,795	17	0.95
	小計	21	1,795	17	0.95
君津市	くくりわな	35	2,667	21	0.79
	箱わな	11	889	4	0.45
	小計	46	3,556	25	0.70
全体	くくりわな	42	3,045	27	0.89
	箱わな	36	2,968	27	0.91
	計	78	6,013	54	0.90

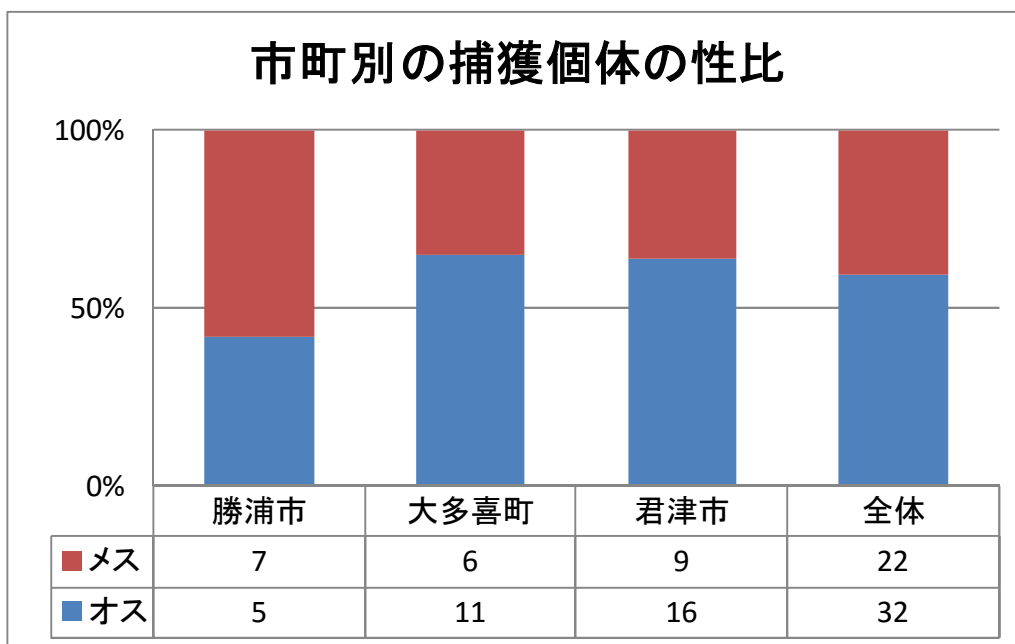
〇くくりわなと箱わなで捕獲効率に差はなかった。

エ 箱わなにおけるエサ別の捕獲効率

	エサの種類	稼働日数 (日)	捕獲頭数 (頭)	捕獲効率(捕獲頭 数÷稼働日数× 100)
勝浦市	米ぬか	118	1	0.85
	米ぬか・アオキ	89	2	2.25
	米ぬか・くず米	48	2	4.17
	米ぬか・イモ	16	1	6.25
	小計	271	6	2.21
大多喜町	米ぬか	1,361	17	1.25
	米ぬか・青米	258	0	0.00
	米ぬか・くず米	178	0	0.00
	小計	1,797	17	0.95
君津市	米ぬか	210	3	1.43
	米ぬか・くず米	252	1	0.40
	米ぬか・古米	335	0	0.00
	米ぬか・古米・青米	87	0	0.00
	小計	884	4	0.45
全体	米ぬか	1,689	21	1.24
	米ぬか・アオキ	89	2	2.25
	米ぬか・くず米	478	3	0.63
	米ぬか・イモ	16	1	6.25
	米ぬか・青米	258	0	0.00
	米ぬか・古米	335	0	0.00
	米ぬか・古米・青米	87	0	0.00
	合計	2,952	27	0.91

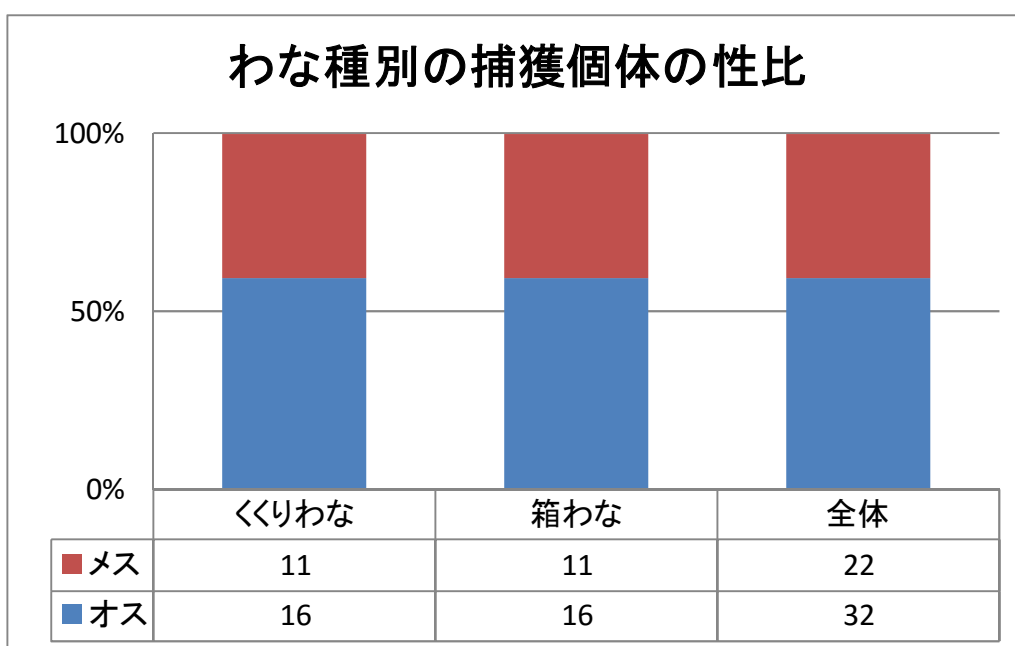
○大多喜町と君津市では「米ぬか」が最も捕獲効率が高い結果となった。

○勝浦市では、米ぬかとアオキやイモを組み合わせたエサを用いて高い効率で捕獲されていたが、稼働日数及び捕獲数が少なかったため、今後、検証が必要である。



○全体で見るとオスの割合が高く、59%であった。

○勝浦市ではメスの割合が高かったが、大多喜町と君津市ではオスの割合が多かった。



○いずれのわなでもオスが多く捕獲され、オスの割合はともに59%であり、差異は認められなかった。

⑥狩猟による捕獲

ア 市町村別捕獲数

市 町 名	銃猟(頭)	網猟(頭)	わな猟(頭)	合 計(頭)
市原市	5	0	6	11
	17		19	36
勝浦市	18	0	0	18
	20	0	0	20
いすみ市		0	0	0
		0	2	2
大多喜町	13	0	21	34
	17	0	6	23
鴨川市	6	0	16	22
	24		25	49
鋸南町	9	0	0	9
	3	0	0	3
南房総市				
	0	0	2	2
木更津市		0	2	2
		0	6	6
君津市	33	0	7	40
	27	0	4	31
富津市	11	0	43	54
	34	0	9	43
不明	0	1	7	8
	0	0	1	1
合計	95	1	102	198
	142	0	74	216

上段:平成24年度、下段:平成25年度

- わな猟による捕獲は減少したが、銃猟による捕獲が増加したため、狩猟全体での捕獲頭数は増加となった。

イ 銃猟承認結果と承認者の捕獲状況

市町名	チームNo.	承認人数 (人)	捕獲数 (頭)	チーム当たり 捕獲数 (頭/チーム)	1人当たり 捕獲数 (頭/人)
市原市	1	14	17	17.00	1.21
勝浦市	1	13	4		0.31
	2	15	9		0.60
	3	15	7		0.47
小計		43	20	6.67	0.47
大多喜町	1	14	3		0.21
	2	11	0		0.00
	3	17	7		0.41
	4	15	4		0.27
	5	15	3		0.20
小計		72	17	3.40	0.24
鴨川市	1	15	7		0.47
	2	10	3		0.30
	3	11	14		1.27
小計		36	24	8.00	0.67
鋸南町	1	11	3	3.00	0.27
君津市	1	14	8		0.57
	2	11	6		0.55
	3	20	9		0.45
	4	12	4		0.33
小計		57	27	6.75	0.47
富津市	1	14	2		0.14
	2	11	15		1.36
	3	14	11		0.79
	4	11	6		0.55
小計		50	34	8.50	0.68
計	21	270	142	6.76	0.53

- 1人当たりの捕獲制限を10頭としていたが、上限まで捕獲したチームはなく、最高は富津市で銃猟を行ったチームの1.36頭/人で、全体の平均は0.53頭/人であった。なお、21チーム中、大多喜町で狩猟を行った1チームにおいて捕獲数が0であった。

⑦わな猟について

捕獲数(頭)	捕獲者(人)
1	9
2	11
3	2
4	3
5	2
6	1
9	1
計74頭	計29名

- わな猟の一人当たり捕獲数の最大は9頭であった。
 ○ わな種別捕獲頭数は、くくりわな:50頭、箱わな:7頭、不明:17頭であった。

(2) 調査結果

① 糞粒調査

平成25年度は一宮町(1ライン)、睦沢町(1ライン)、長柄町(3ライン)、長南町(5ライン)、いすみ市(16ライン)、御宿町(4ライン)、館山市(2ライン)、南房総市(19ライン)、鋸南町(9ライン)、富津市(16ライン)、勝浦市(シカ保護管理ユニットU1:2ライン)、鴨川市(シカ保護管理ユニットG1:2ライン)、合計80ラインにおいて糞粒調査を実施し、糞粒区画法により推定生息数を求めた。

② 平成25年度末推定生息数

ア 平成25年度末の推定生息数

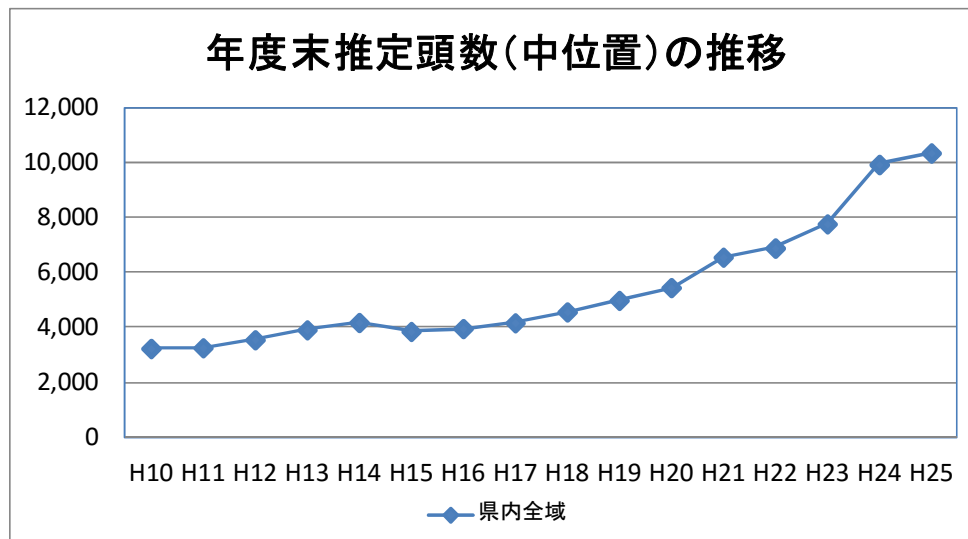
	平成24年度末時点	糞粒区画法推定			出生数捕獲数法推定					平成25年度末時点			備考
		最小値	中間値	最大値	増加前捕獲	最小値	中間値	最大値	増加後捕獲	最小値	中間値	最大値	
鴨川市	1,161	—	—	—	170	1,279	1,330	1,380	750	529	580	630	
君津市	2,961	—	—	—	74	3,727	3,874	4,022	501	3,226	3,373	3,521	
大多喜町	651	—	—	—	49	777	808	839	360	417	448	479	
勝浦市	864	—	—	—	49	1,052	1,094	1,135	453	599	641	682	
御宿町	63	0	69	148	—	—	—	—	—	0	54	118	
富津市	1,759	264	1,948	3,151	—	—	—	—	—	289	2,067	3,342	ライン追加12→16
市原市	789	—	—	—	15	999	1,039	1,078	46	953	993	1,032	
鋸南町	244	—	—	—	15	296	307	319	63	10	221	403	
いすみ市	338	0	369	822	—	—	—	—	—	0	248	556	
南房総市	415	20	585	1,231	—	—	—	—	—	19	553	1,165	ライン追加5→19
木更津市	202	—	—	—	8	250	260	270	20	230	240	250	
睦沢町	67	0	55	125	—	—	—	—	—	0	55	125	
袖ヶ浦市	45	—	—	—	0	58	60	63	0	58	60	63	
長南町	160	0	176	419	—	—	—	—	—	0	176	419	新規0→5
一宮市	24	0	23	53	—	—	—	—	—	0	23	53	新規0→1
館山市	65	0	174	400	—	—	—	—	—	0	174	400	新規0→2
茂原市	34	—	—	—	0	44	46	47	0	44	46	47	新規0→1
長柄町	82	5	317	713	—	—	—	—	—	5	317	713	新規0→3
合計	9,923	—	—	—	—	—	—	—	—	6,379	10,269	13,998	

○前年度と比較して、推定生息数が346頭(3.5%)増加している。

○君津市、市原市及び糞粒調査の調査ラインを増やした市町で増加している。

○今年度糞粒調査は実施していないが、鴨川市(1,161→580)、大多喜町(651→448)、勝浦市(864→641)では減少となっている。

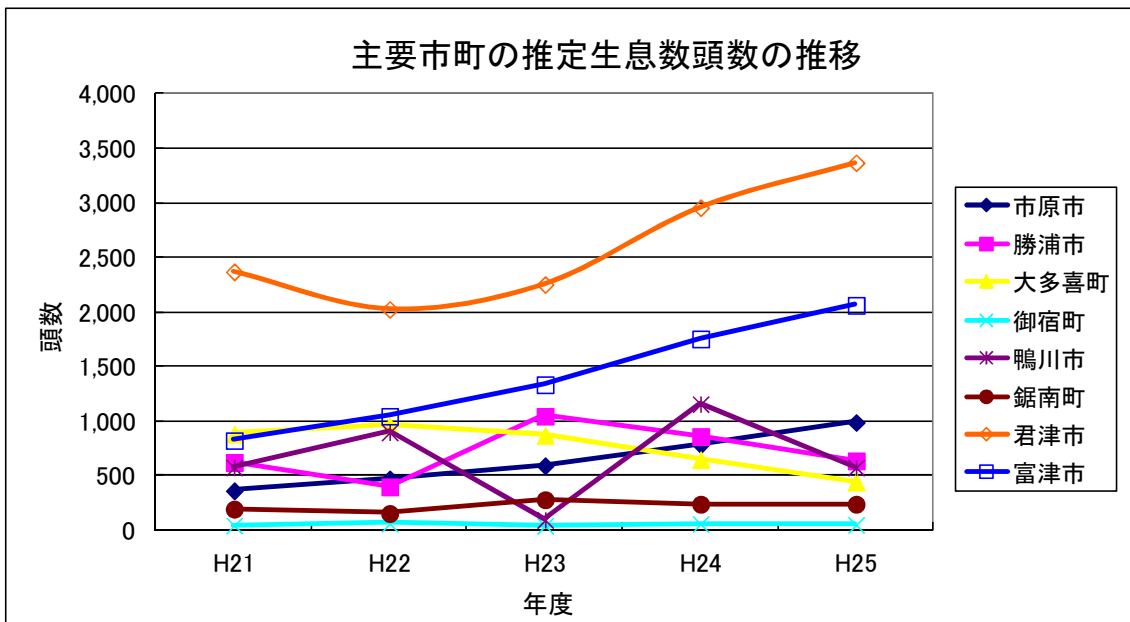
イ 推定頭数の推移



年度	推定頭数(頭)			県内推定頭数の対前年度比(%)
	対象区域	対象区域外	県内計	
H10 年度末	3,241		3,241	—
H11 年度末	3,267		3,267	100.8%
H12 年度末	3,556		3,556	108.8%
H13 年度末	3,917		3,917	110.2%
H14 年度末	4,185		4,185	106.8%
H15 年度末	3,861		3,861	92.3%
H16 年度末	3,968		3,968	102.6%
H17 年度末	4,173		4,173	105.3%
H18 年度末	4,568		4,568	109.5%
H19 年度末	4,988		4,988	109.2%
H20 年度末	5,455		5,455	109.4%
H21 年度末	5,909	649	6,558	120.2%
H22 年度末	6,046	843	6,889	105.0%
H23 年度末	6,667	1,099	7,766	112.7%
H24 年度末			9,923	127.8%
H25 年度末 (暫定値)			10,269	103.5%

○対象区域は、第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)における対象地域。

○ここ数年では最も増加率が最も小さかった。

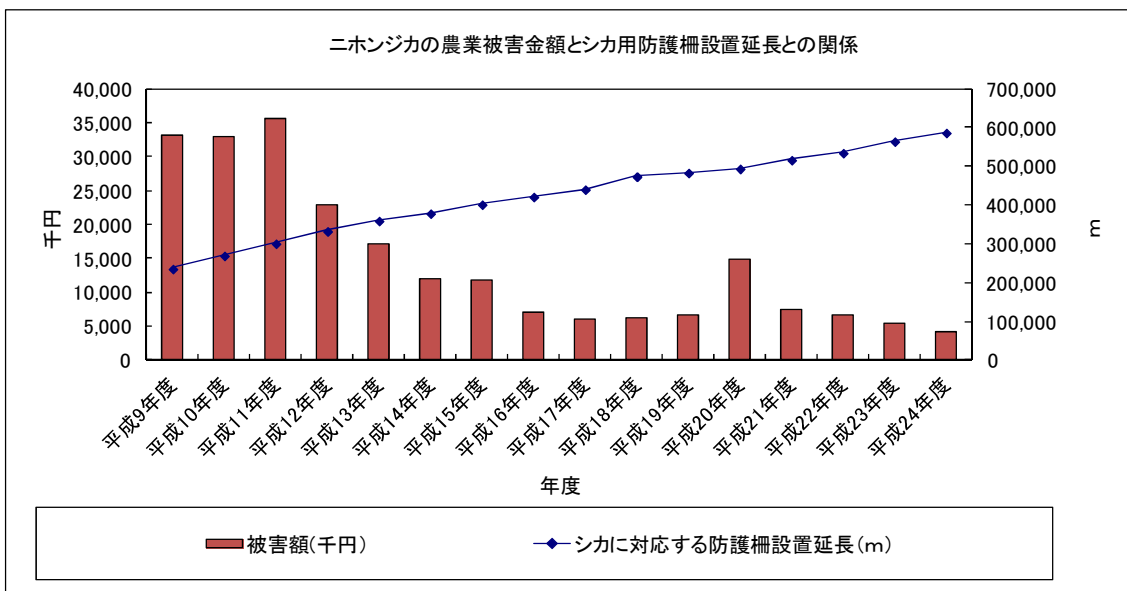
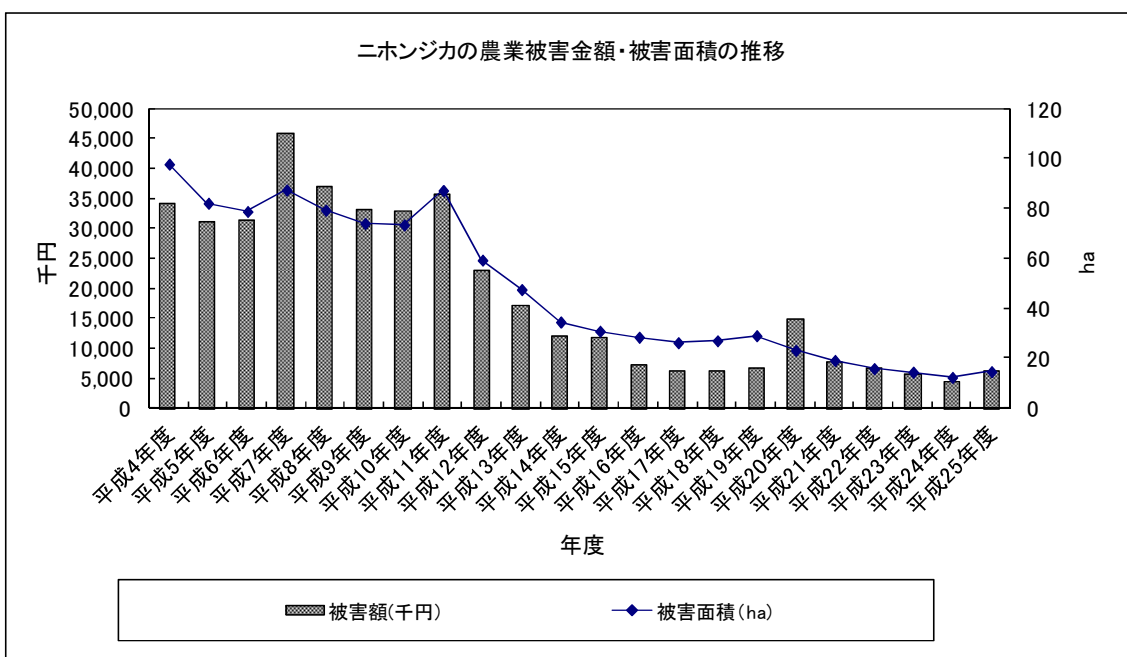


(3) 農業等の被害について

① 農業等被害額の動向

平成25年度の被害金額は5,980千円と、平成24年度の4,263千円に比べ1,717千円増加(40.3%増)しましたが、平成21年度以降は500~700万円台で推移している。

生息数の動向に関わらず、被害金額は減少していることから、防護柵の設置効果によるものと思われる。



2 平成26年度ニホンジカ狩猟(案)について

(1) 狩猟(案)

第3次計画に基づき、下記のとおりとします。

なお、安全対策強化のため県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。

また、承認候補チームの講習受講者が10名に満たなかった場合、当該チームは承認しないこととする。

網猟・わな猟	銃猟			
	市 町 村 名	承認チーム数	承認限度人数 (1チーム10～20名とする)	
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる ・1人狩猟期間中30頭まで	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない ・1人狩猟期間中10頭まで	市 原 市	1	10～20名
	勝 浦 市	3	30～60名	
	大 多 喜 町	5	50～100名	
	御 宿 町	1	10～20名	
	鴨 川 市	5	50～100名	
	鋸 南 町	1	10～20名	
	君 津 市	7	70～140名	
	富 津 市	4	40～80名	
	南 房 総 市	1	10～20名	
	上記以外の地域	0	0名	
	合 計	28	280～560名	

○網猟・わな猟における捕獲の制限については、平成23年度にわな猟で上限である20頭を捕獲した狩猟者がいたこと、推定生息頭数が増加し続けていることから、平成24年度に上限を「30頭まで」に変更しました。

(2) 平成26年度におけるニホンジカの狩猟に係る安全対策(案)

ア 銃猟(シカ猟)における入猟者承認の活用

市町単位で承認チーム数(1チームを10名～20名とする)を設定し、狩猟者の集中による事故の発生を防止する。

イ 講習会の受講義務付

銃猟(シカ猟)については、県が開催する安全に関する講習会の受講を義務付け、未受講者は不承認とする。

なお、講習会は2回開催するが、どちらか1回の受講をもって可とする。

手順は、次のとおり。

① 抽選会の実施

抽選により承認候補チームを決定する。

② 第1回目講習会の開催

・受講者が10名を超えたチーム:受講者を承認し、未受講者は承認候補が維持される。

・受講者が10名に満たなかったチーム:受講者及び未受講者は承認候補が維持さ

れる。

③ 第2回目講習会の開催

- ・第1回講習会で受講者が10名を超えたチーム：第2回講習会受講者を承認し、第1回講習会及び第2回講習会未受講者は不承認とする。
- ・第1回受講者が10名に満たなかったチーム：第1回講習会及び第2回講習会の合計受講者が10名を超えた場合は、第1回講習会及び第2回講習会受講者を承認し、第1回講習会及び第2回講習会未受講者は不承認とする。
- ・第1回受講者が10名に満たなかったチーム：第1回講習会及び第2回講習会の受講者を合計しても10名を超えなかった場合は、第1回講習会及び第2回講習会の受講者も含め、全員を不承認とする。

ウ 巡回指導の強化

- ①鳥獣保護員による巡回
- ②県職員による巡回
- ③承認者であることがひと目で分かるように腕章等(各市町ごとに色分け)を作成し、承認者に着用を義務付ける。

エ 狩猟解禁に関する広報の実施

- ①県による広報
 - ・ホームページへの掲載
 - ・県民だよりへ掲載
 - ・狩猟期間中にハイキングを予定している団体等への周知
- ②市町への広報依頼
 - ・ホームページへの掲載
 - ・市町広報誌への掲載
 - ・回覧による周知
 - ・無線による広報

オ 狩猟者への啓発

- ①講習会において、安全狩猟を講義
- ②安全狩猟啓発用パンフレットの作成・配布

カ 関係機関等への情報提供・協力依頼

- ① 狩猟事故・違反防止対策会議の開催
県関係機関・警察・海上保安庁・森林管理事務所・東京電力・NTT・東大演習林・猟友会等関係機関を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。
- ② 安全対策会議の開催
上記(オ)①の狩猟事故・違反防止対策会議を踏まえ、各地域振興事務所及び自然保護課(千葉市・市原市)主催で、各市町村・地元警察署・地元猟友会・鳥獣保護員等を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。

キ その他

狩猟を実施していく中で発生した問題点や各関係者から出された要望・提案等に対しては、その実施の可能性について十分に検討し柔軟に対応する。

3 平成26年度ニホンジカ保護管理事業の実施方針(案)について

(1) 目標捕獲数(案)について

	平成26年度当初推定生息数	目標	最低捕獲数 (=推定増加数)	目標捕獲数
第3次計画の対象区域 (県内全域)	10,269頭	生息数を減少させる	3,512頭(中間値) (上限値:4,035頭 下限値:2,988頭)	最大限捕獲する

○推定増加率1.342(1.291~1.393)(浅田・落合 2007)

○目標捕獲数の設定：これまで、推定増加数(中間値)を目標に捕獲を進めてきたが、推定生息数の増加に歯止めをかけるまでには至っていなかった。一方、平成25年度末時点の推定生息数をみると、増加率はここ数年で最も小さい結果となったことから、26年度はこれまで以上に捕獲を進め、県内全域で生息数を減少させることを目標に最大限捕獲することとする。

区分	目標捕獲数	前年度実績との比較	対応事業
市町等による捕獲	最大限捕獲する	—	野生猿・鹿保護管理事業等により、市町の実施する捕獲事業に対し補助することにより、捕獲を促進する。 なお、平成26年1月から千葉県内でも国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業(6,000円/頭補助)が始まったことから、より積極的な活用を促すことにより、最大限捕獲する。
狩猟	216頭	±0頭 ±0.0%	網猟及びわな猟については県内全域を解禁する。捕獲上限は1人当たり30頭とする。 銃猟については、安全面を考慮し、一部地域のみ解禁し、解禁市町においては、入猟者承認制度により人数制限を行う。
県による捕獲	最大限捕獲する	—	メスの分散源となる地域において個体数を減少させ、新たな区域での雌の定着を防ぐため、引き続き野生鹿生息域拡大抑制対策事業により、生息域外縁部(農業優先地域外縁部)における効果的な捕獲方法について検証するとともに、ニホンジカを最大限捕獲する。
合計	最大限捕獲する	—	

(2) 平成26年度野生鹿生息域拡大抑制対策事業について

ア 委託先 一般社団法人千葉県猟友会

イ 事業計画

①目的

県内に生息するニホンジカの生息数の調整を図るため、第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づきニホンジカの捕獲を行う。

併せて、効果的な捕獲方法の知見や、今後の捕獲に関する基礎資料を得ることを目的とし、南北への生息域の拡大を抑制するうえで特に重要な地域(拡大防止地域に隣接し、分散源となる農業優先地域を中心としたユニット)で実施する。

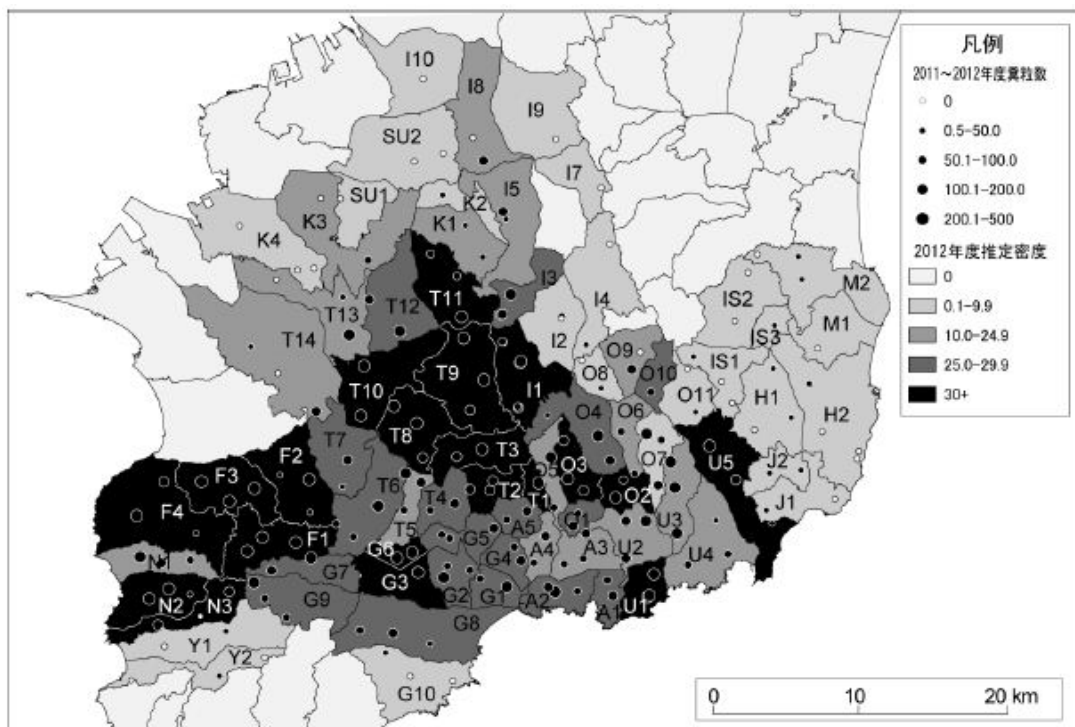
なお、ニホンジカ以外の野生鳥獣等が錯誤捕獲された場合は速やかに放獣するが、捕獲場所の市町が農林水産業に係る被害の防止等のため捕獲事業を実施している獣種(千葉県レッドデータブック掲載種のアナグマ、第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)で原則捕獲しないとしているニホンザルを除く)については、捕獲として取り扱うことができるよう併せて捕獲許可申請を行う予定。

②実施期間

平成26年12月下旬から平成27年3月25日まで

③捕獲実施候補地

市原市(I1、I2、I3、I5)、大多喜町(O8～O11)、鋸南町(N2、N3)、君津市(T7、T9～T12)



(3) 糞粒調査について

ア 委託先

一般競争入札にて委託業者を決定

イ 事業計画について

糞粒調査については、平成24年度に新規ラインを52ライン追加してライン数が224ラインとなったことから、これまで生息域を2分して隔年で実施していた調査を、県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするように変更した。

また、調査頻度が減ることから、経時変化を把握する必要があるため、鴨川市(G1)、勝浦市(U1)、いすみ市(H2)については毎年調査を実施することとしている。

① 実施ライン数

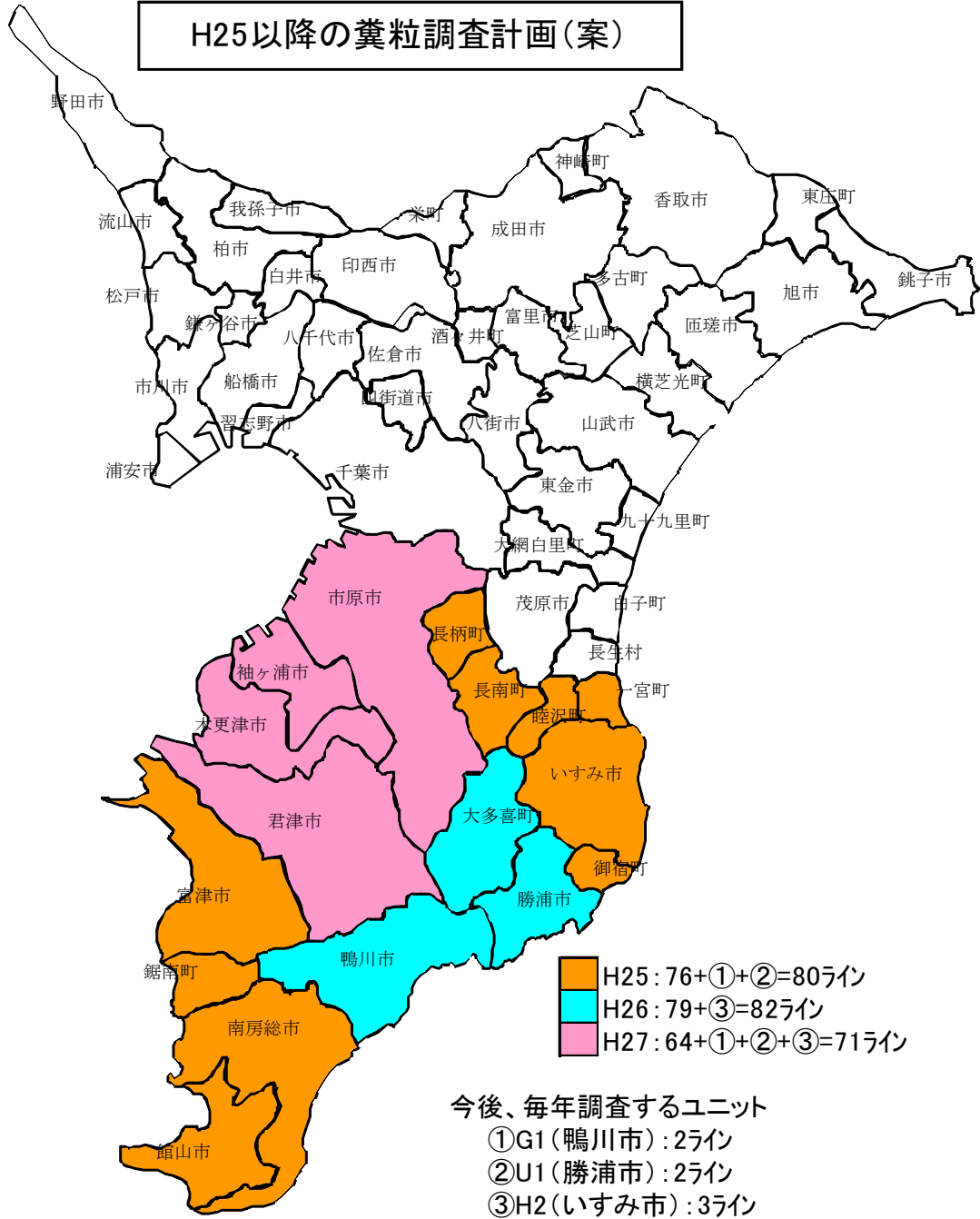
平成26年度は鴨川市39ライン、勝浦市14ライン、大多喜町26ライン、いすみ市(シカ保護管理ユニットH2)3ラインの計82ライン

ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が7mm以上のものはニホンジカ、7mm未満のものはキヨンとして区分して集計する。

② 調査時期

平成26年12月～平成27年1月の間に実施する。

H25以降の糞粒調査計画(案)



千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外の小委員会を設置することができる。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。